附則第五条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第九条から第十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項から第三項までの規定中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十四条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則第三十八条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、「以後に」の下に「同条第二十項に規定する」を、「同日前に」の下に「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する」を加え、「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十二条第一項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改め、同条第二項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に改める。

附則第四十三条第一項及び第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四十四条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十五条中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十二条第五項中「同条第二項中」の下に「「事業年度が」とあるのは「事業年度が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第五十三条中「同条第二項中」の下に「「が連結事業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」と、」を加え、「、同条第七項」を「、「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項に、「とする」を「と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定（」とあるのは「規定（令和二年旧措置法」とする」に改める。

附則第五十四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条、第五十七条及び第六十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第七十一条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第七十三条、第七十四条及び第七十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第十二項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八十条及び第八十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第八十三条中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改める。

附則第八十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第百十条のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九年」を「五十年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和二年十月一日

イ　第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定（第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る。）並びに附則第四十四条の規定

ロ　第九条中たばこ税法第十条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第百十条及び第百四十条の規定

二　次に掲げる規定　令和三年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十四条第一項第二号の改正規定、同法第百九十五条第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の六第一項の改正規定（同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十一条に六項を加える改正規定並びに同法別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の改正規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第一項及び第二項並びに第十条の規定

ロ　第十四条の規定（同条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定を除く。）及び附則第五十三条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第百十一条、第百四十四条並びに第百四十九条の規定